

車両の使用者に対する責任追及の流れ

確認標章の取付け

運転者が
未出頭、反則金不納



弁明通知の提出期限
までに放置違反金相当
額を仮に納付することが
できる。
仮納付は、後日に放
置違反金の納付とまな
す。

車両の使用者に

弁明通知書、仮納付書を送付

納付期限
弁明通知書を発出した日から14日目

標章取り付けから概ね3日以内に運転者が出
頭しないと、弁明通知書を送付(取付けから概
ね5日後)



放置違反金納付命令書を送付

納付期限
納付命令書を発出した日から14日目

確認標章が取り付けられた日の翌日から起算して30日以内
に、運転者が、反則金納付、公訴提起、家庭裁判所への付審
判がないときに車両の使用者に対して納付命令書を送付

車両使用制限

放置違反金納付命令
をした場合、その納付
命令の原因となる違反
(標章取付日)が行わ
れた日前6月以内に、
同一車両が3回以上
(使用制限の前歴によ
り回数が異なる)の納
付命令を受けていると
使用制限命令がかけ
られる。

車検拒否

車検時に放置違反金を
滞納し督促を受けてい
ると、車検証の返付が
受けられない。

督促状送付

納付期限
督促状を発する翌日から10日目

納付期限後20日以内に督促状を送付



催促

督促状を発した後、任意
納付を促すため、催促状
の送付、電話、面接等
による催促を行う。

滞納処分

督促状の期限経過後滞納処分に着手

財産の差押え、換価等
により強制的に放置違
反金等を徴収する。